

長野県地方税滞納整理機構第四次広域計画

第1 はじめに

平成18年度の税制改正において、所得税の一部を個人住民税所得割に移譲する、国から地方への税源移譲が実現し、平成19年度から本格的に実施されました。これにより、各地方自治体では自主財源である地方税の重要性が増す一方、収入未済金は拡大し、平成21年度には市町村税・県税の収入未済額が過去最高となりました。

こうしたなか、地方税の収入未済額を効率的に縮減するためには、地方公共団体が連携して滞納整理に取り組んでいくことが極めて有効であると考えられることから、長野県及び長野県内全市町村は、地方税の徴収困難案件の滞納処分等を専門的に行う広域連合を、その全てを構成団体として設立することについて合意に至り、平成22年（2010年）12月27日に広域連合長野県地方税滞納整理機構（以下「広域連合」といいます。）は総務大臣の設置許可を受けました。広域連合は、第一次広域計画等の諸規定を定め、翌年（平成23年（2011年））4月から、滞納整理事務のほか、徴収事務についての研修及び相談事務に係る業務を開始しました。

広域連合の設置から15年が経過した今、人口減少が急激に進展しています。県や市町村では職員の確保が難しくなり、小規模な自治体では事務の執行が今後さらに難しくなることが予想されます。このことから、令和7年（2025年）3月に決定された信州未来共創戦略では、この難局を市町村同士、あるいは県と市町村との業務の共同化や、県が広域連合に参加することも含めた広域連携の強化などにより、協力して対処していくことが重要であるとされています。

広域連合は引き続き構成団体と連携を図り、情報システムの活用も推進しながら持続可能な発展を目指します。

1 広域計画の作成趣旨

長野県地方税滞納整理機構広域計画（以下「広域計画」といいます。）は、広域連合並びに広域連合を組織する長野県及び長野県内の全ての市町村（以下「構成団体」といいます。）が、相互に密接な連携を図り、必要な連絡調整を行いながら、地方税及び国民健康保険料の滞納整理事務を、総合的、計画的かつ効率的に処理するための指針として、地方自治法第291条の7第1項の規定により作成するものです。

令和3年4月からの第三次広域計画の期間が令和7年度末で満了するため、この計画を踏襲し、新たな広域計画（以下「第四次広域計画」といいます。）を作成することとしました。

2 広域計画の期間及び改定

第四次広域計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年間とします。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行います。

第2 基本方針

広域連合と構成団体は、相互に緊密な連絡調整を図りながら、徴収事務の効率化と徴収職員の資質の向上を図り、徴収体制を強化することによって、地方税の確実な徴収と厳正・公平な税務執行を実現し、税収の確保及び税務行政に対する納税者の信頼の一層の確保を目指します。

1 広域連合の基本方針

広域連合は、構成団体から引き受けた地方税等の滞納事案を適正かつ厳格に処理し、早期の税収確保に努めます。

また、構成団体の徴収体制の強化に資するため、構成団体の徴収職員の資質向上に必要な研修を実施するとともに、構成団体からの滞納整理に関する相談に応じます。

2 構成団体の基本方針

構成団体は、自ら徴収対策を推進するとともに、広域連合と連携しつつ、徴収困難な滞納事案の広域連合への移管による徴収事務の効率化と研修への参画等により徴収職員の資質向上を図ります。

第3 広域連合及び構成団体が行う事務

1 広域連合が行う事務

(1) 広域連合が構成団体から引き受けた地方税の滞納事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務

ア 取扱税目

市町村税（国民健康保険税（料）を含みます。以下同じ。）及び県税の全税目を対象とします。

イ 市町村税及び県税の滞納整理

（迅速かつ徹底した財産調査）

構成団体から引き受けた滞納事案について、各分野の専門家（顧問等）を積極的に活用しながら、滞納処分のために必要な徹底した財産調査（搜索を含みます。）を迅速かつ徹底的に行います。

（厳格な滞納処分と徴収金の確保）

財産調査により財産が発見された際には、直ちに差押えを実施するなど租税債権の確保を図る

とともに、差押案件の進捗管理を厳正に行い、不動産や自動車などの差押財産の公売を積極的に実施し、その換価代金等を徴収金に充てます。

ウ 滞納処分の執行停止、不納欠損処分に係る適否判定

広域連合は、構成団体が滞納処分の執行停止等の適否を判断するに当たって、広域連合による調査結果を参考にしようとする事案については、徹底した財産調査を行った上で、広域連合の意見を添え、その調査結果を構成団体に通知します。

(2) 徴収業務に関する研修事務

(構成団体向けの研修)

徴収事務初任者、一定の経験者、管理職員向け等、構成団体での職務経験、職務階層別の研修を、構成団体と連携して実施します。また、広域連合において実務研修を希望する場合には、構成団体から研修職員の受入を行います。

(広域連合職員の研修)

広域連合職員の外部研修への参加やOJT、顧問等を活用した内部研修等を実施し、徴収業務の技術向上を図ります。

(3) 構成団体からの相談に係る事務

広域連合は、構成団体の徴収業務執行に際し、構成団体の求めに応じて必要な相談等の支援を行います。

(4) 情報システムの利用に係る基本原則

広域連合は、情報システムを有効活用して事務の効率化を図るとともに、構成団体と協力し、その利用の最適化に努めます。

2 構成団体が行う事務

(1) 徴収対策の推進

構成団体は、広域連合と連携しつつ、滞納整理を積極的に進めるほか、納税環境の整備、徴収体制の整備など、徴収対策の推進に努めます。

(2) 広域連合が処理する滞納事案の選定及び移管

構成団体は、広域連合が処理する滞納事案を選定し、当該事案を広域連合に移管します。なお、滞納事案の移管に先立ち、事案移管後の滞納整理は広域連合が行う旨の告知を、当該滞納者に対して行います。

(3) 広域連合から返還された滞納事案の処理

構成団体は、滞納処分の執行停止が適当と判定された事案等について、広域連合の意見を踏まえて、適切な債権管理を行います。

(4) 広域連合が行う研修等への参画等

構成団体は、広域連合が実施する研修等に自主的かつ選択的に参画するとともに、広域連合が行う滞納整理に関する相談を活用します。

第4 広域計画の推進

広域連合は、構成団体の税務担当課長等を構成員とする「長野県地方税滞納整理機構運営協議会」を設置し、構成団体の徴収状況などにも留意し、十分な連絡調整を図りながら構成団体と連携を深め、広域計画の円滑な推進に努めます。